

經濟論叢

第十卷 第五號

- Master, Mariner and Merchant
.....佐 波 宣 平 1
- ウィリアム・タムソンの社会改良思想
.....鎌 田 武 治 31
- アメリカ労働政策史の一齣..... 小 林 英 夫 48
-

昭和三十三年十一月

京都大學經濟學會

ウイリヤム・タムソンの社会改良思想

——リカアドオ派社会主義者の研究(一)——

鎌 田 武 治

は し が き

産業革命の落し子である近代資本主義は、アダム・スミスによって語られたようなバラ色の側面をもつと同時に、「自由な」近代的労働者の供給源となった土地囲込み運動の犠牲者たちを大量に生みだし、深刻な社会問題を発生せしめた。この暗黒の側面を解剖し、是正しようとしたのが土地社会主義者たちであり、チャールズ・ホールであった。だが彼らは産業よりも農業を第一義とした点で歴史の歯車を逆転させようと試みたのである。こうした努力は失敗に運命づけられている。しかも産業革命の初期においてはまだ生産力の発展は直ちに国富の増大であり、人民の幸福の増進であると一般にみなされていた。楽観が悲観に勝ち、矛盾は内蔵されて表面化しなかった。だが、それは永く続かなかつた。産業革命の確立期を迎えると資本家階級と労働者階級との対立が日々激烈の度を加えた。生産力の発展は資本家階級への富の一方的集積と労働者階級への貧困の累積を深め、過剰生産と機械による労働力の追放を招いた。社会の関心は生産よりも分配にひきつけられた。生産力の基軸となる機械と雇用との相反関

係についてはオウエン¹⁾、ハートン²⁾およびリカアド³⁾が論じている。リカアドオ学派の投下労働価値論を経済理論の支柱とし、オウエンの協同組合主義を社会改革の目標としてそれらを功利主義の環によって体系的に統一し、もって分配の問題を解決しようとする努力したのがリカアドオ派社会主義者の一方の雄、ウイリヤム・タムソンである。

タムソンの著書は『富の分配に関する研究』(An Inquiry into the Principles of the Distribution of Wealth, 1824. 以下“*Inquiry*”と略称)『婦人に対する訴え』(Appeal of one Half the Human Race, Women, against the pretensions of the other Half, Men, 1824.)『労働報酬論』(Labor Rewarded, 1827.)および『共同社会の迅速かつ経済的な設立のための実践的指針』(Practical Directions for the Speedy and Economical Establishment of Communities, 1830.)であるが、彼の思想を知らるゝに重要なものは“*Inquiry*”と“*Labor Rewarded*”の二つであり、さらに理論的にもっとも重要な部分は前者一冊に尽くされてゐるとされる。従つて以下の研究も“*Inquiry*”を中心としてなされるであらう。

- (1) 一八一七年三月に彼が議会へ提出した『教育法合同委員会への報告書』(Report to the Committee of the Association of the Relief of the Manufacturing Poor)でいふのように入述してゐる。英仏戦争終結の後需要の減少になつて機械が人間労働を追いだし、ために労働の価値が低落した。社会不安の直接の原因はここに帰着する。このような窮状を脱出するためには協同組合によるほかはない。そして協同組合社会では労働を助けるものとして機械の普及が奨励されるであらう。cf. G. D. H. Cole & A. W. Filson; *British Working Movement, Select Documents 1789-1875*. (1951) pp. 137-139.
- (2) John Barton; *Condition of the Labouring Classes of Society, 1817*, reprinted by Hollander.

(3) 彼の機械に関する見解の推移は Ricardo; *Works*, ed. by P. Sraffa, vol. V, pp. 30-35. 所収の「一八一九年二月一六日の下院における演説(前述のオウエンの報告書に反対したもの)」および“*Principles*” Chapt. 32. と併せてマカロックへの手紙「一八二〇年三月二十九日、一八二二年四月二十五日、同六月二十八日、同六月三〇日」を参照のこと。

(7) cf. R. K. P. Pankhurst; William Thompson, 1954, p. 104. Marie Hasbach; William Thompson (Beitrag zur Geschichte der National Ökonomie, hrsg. von Kari Diehl, Bd. III) 1922, S. 17. Robert Desourteaux; Les Idées de William Thompson, (Thèse pour le Doctorat) Bordeaux, 1912, p. 19. Lowenthal; Ricardian Socialists, (Studies in History, Economics and Public Law, vol. XLVI, No. 1.) 1911, p. 18.

—

「経済学とこれに関連する科学について研究し、著述したことのあるひとびとを二つのクラス、すなわち主知的なクラスと機械的なクラスに分類できる。」とタムスは、「Inquiry」の序文を書きだしている。主知的なひとびとはみな知識だけがあるいは道徳^{モラル}とか徳性^{スティーチャー}だけが幸福を増進しようものと考えて、その作用能力を過大評価する。そして彼らは単純な自然の働きをあまりにも無視しすぎる。この派の代表者としてゴドウィンが挙げられる。これに反して機械的研究者たちは知能、仁愛あるいは相互協働などの高尚な観念を軽へつする。彼らの問題はどのようにして最大の生産を持続し、最大の消費または最大の有効需要を維持するか、ということである。すなわちこれらの経済学者たちは直接に富や交換価値に関係するもの以外に研究の対象にしないのである。彼らの代表者はマルサスであり、とくに彼の初期の著作にこの傾向が強い。タムスはこれら二派のいずれも充分真理をついていないとして斥け、これに替えるに社会科学を以ってし、社会にとって重要なのは富の単なる所有ではなくて、富の正しい分配であることを指摘する¹⁾。だから富を産業や再生産に対するその影響という点からばかりでなく、その道徳的・政治的影響という点からも、いいかえれば富が人間の幸福に影響するあらゆる角度から考察しなければならぬの

である。彼は社会科学をして、そのもつとも重要な分科として立法を含むところの『道德の科学』と定義しており、²⁾後にもるように彼の説くところは著しく倫理的な色調を帯び、その接近方法は目的論的である。

(1) 富の分配の重要性について彼はこういう。「富の正当で賢明な分配によって直接にはすべての社会の物的安樂ばかりでなく、結局は……道德、同感のよさ、憤懣および仁愛、知的享樂の程度が大いに左右されるのである。」(“Inquiry” p. 1)

(2) “Inquiry”, Preliminary Observation, pp. ix-x.

二

彼は本論をつぎのように説きはじめている。「良い結果と悪い結果、直接の結果と間接の結果、これらすべての諸結果を計算するところの功利、つまり人間の幸福の最大量を追求することが本研究でつねに念頭におかれている指導原理であり、その他のすべてのものはこの原理に対する単なる補足にしかすぎない。」したがって「此處で研究されるべき分配は……最大多数の最大の幸福を促進するところのものでもある」(“Inquiry” p. 1)と。

ところで、もし同一の人間に富の等量の部分を追加的に与えるならば、その追加される部分の効用はしだいに減少して、ついにはゼロになるであろう。これに反して損失の苦痛は不変である。従つて多くのひとびとの富が強制によって奪い去られて、少数のものに与えられるならば、これら少数のものにとつてその富の増加分によって得られる幸福の総量は遞減的に増大するにすぎず、多数のもの損失によって蒙る苦痛は各人にとつて不変であろう。¹⁾すなわち分配の不平等によって得られた幸福の総量は苦痛の総量にくらべて、不平等の度が高いほどその割合が小となる。「だから正義は要求するであろう、社会の富の量は成員のあいだで等しく分割されるべきである、と」(“Inquiry” p. 91)。最大多数の最大幸福を得るためには富の平等な分配によるほかはない。しかし「富の財貨の

……分配における絶對的平等は実行できないか、たとえ実行できたとしても個人的競争制度のもとでは賢明ではない。このような財貨の絶對的平等は問題にならない」から、つぎに問題とするところは「平等にできるだけ近く接近し、できるだけ最大の生産と一致するようにすることである。」(“Inquiry” p. 95)

(1) “Inquiry” p. 71 f.

この目的にそうものが分配の自然法則であつて、これはつぎの三項目からなる。

第一、すべての労働はその方向および継続について自由であり、自発的でなくてはならない。

第二、労働のすべての生産物はその生産者に確保されなくてはならない。

第三、これらの生産物のすべての交換は自由にして自発的でなければならぬ。(“Inquiry” p. 178)

第一項は労働の自由といわれているものであるが、広く経済活動の自由をふくむ。したがって限られた少数のものに利益をもたらす補助金制度、保護制度、徒弟制度、同業組合、独占などの公的および私的干渉や、逆に大衆に適用されて苦痛をもたらす諸禁圧や貿易制限などのように経済活動を制約するものを排除し、自由競争が説かれてゐるばかりでなく、外部の強制からの自由、つまり意志の自由がみとめられている。すなわち彼はいう、「もし労働者が全然労働したがいらないか、あるいは一定の方向で労働したがいらないならば、またもし彼が自分の利益にしたがおうとせず、説得に応じようとしなないならば、彼を自然の懲罰にゆだねよ。これが公正な正義の命令であり、最大幸福を求めている功利の命令である」(“Inquiry” p. 174)と。

第二項は労働生産物の全使用権と名づけられるもので、投下労働価値論を一貫して説くタムスンとしては当然の要求であろう。もし労働者から彼の労働生産物の一部分が奪われるとすれば、最大多数の最大幸福という理想から

「遠ざかることにならう。とはいえ、富の分配における絶対的平等は実行しえない¹⁾。なぜなら平等とともに安全が富の再生産を継続してゆくうえに必要であるから。」安全という至上命令 Paramount Claims が人間に生産と生存とを保証するために、このすばらしい原理〔平等の原理——引用者〕の普遍的な作用に対して唯一の正当な制限を形成する。安全が与えられるならば、平等が正義の普遍的法則である」(“Inquiry”, p. 125)。このように安全と平等は対等な関係にあるのではなくて、平等の原理は安全から決して背離すべきでなく、安全に従属すべきであつて、安全の原理が優位におかれていたのである²⁾。平等は安全によって制約される。しかもなお、彼は「安全はどのような形をとつた力や強制とも両立しえないし、強制をふくむすべての目的を促進すべきその他の分配様式とも両立しないから、崇高な正義である『各人に彼の労働生産物の自由処分を確保せよ』ということよりほかの分配様式はありえない」(“Inquiry”, p. 103)と全労働収益権＝平等を安全と一致せしめようと努力する。

(1) 全労働収益権と平等とは必ずしも両立するものではないが、タムソンはこの両者を同じものと前提して議論をすすめている。なおこの点については後述の“Labor Rewarded”における彼の見解を参照のこと。

(2) “Inquiry” p. 144. インサム功利主義の再現。なおタムソンにおける安全と平等との重点の推移については後述。

第三項は自発的交換といわれる。人はみな自分自身の生活に必要なすべての財貨をみずから生産しえない。分業が行われている社会では交換が必要不可欠である。「交換がなければ産業や富の継続的生産はありえない。交換のない労働は労働のない交換とおなじく、無用である」(“Inquiry” p. 45)。さて交換に提供された物が、眞の等価による交換であるならば、その物の効用は充分に発揮でき、それによって両交換当事者に平等にして満足のゆく利益と誰にも損失を与えないという利益との二重の利益が得られる。このように最大多数に最大幸福をもたらす交換

は自由意志にもとずいた交換、つまり自発的交換のほかにはない¹⁾。そして自発的交換を妨げているすべての困難は知識の普及によって除かれる。タムソンは力の使用を極力避けるため、後に述べるように知識の普及が大きな課題として浮び上ってくる。

(1) 「自発的交換の原理を犠牲にすることによって、平等と安全の原理と恩恵とが必然的に犠牲にされてきた。最大幸福をこれらの各々から得る唯一の方法は完全な自発的交換による……」(“Inquiry”, p. 39)

労働の自由、労働生産物の全使用権および自発的交換の三原則が遵守されるならば、安全は各人に平等にゆきわたる。タムソンがこの三原則を指して、ある時は分配の自然法則といい、またある時は「平等な安全 equal security」というのはこのためである。「これらは生産の父であり、生産の父であるばかりか道徳と幸福の父でもある」(“Inquiry”, p. 56)。だから分配の自然法則を人為的に制約することは、とりもなおさず道徳の頹廢と不幸を意味する。現在の社会の害悪はここに根ざしている。というのは、現実に社会で『安全』という名で尊敬されてきたものは多数者とくに生産者大衆を掠奪し、おちぶれさせることによって得られた少数者の安全だったのであるから。「富の財貨を強制的に搾取することは、その額が如何程であれ、不正義から攻撃を受けやすく、不安全という弊害をともしなう」(“Inquiry”, p. 68)。このような不平等な偽りの『安全』すなわち不安全を支えているものが力の使用、強制である。タムソンは社会を破滅に導く害悪の多くはその原因を富の過度な不平等に帰しうると考えているので、不平等を招く強制を排除することによって社会の害悪を救済しようと試みる。彼によれば、社会の進歩はつまるところ安全と平等の作用範囲の広狭によって測定されるのである。不平等な偽りの『安全』が支配的な現在の社会といえども、昔の封建制度とこの点で比較すれば数段の進歩を示している。彼はつぎのようにいっている――

「奨励と禁止の有益な傾向および同業組合、徒弟制度などすべての人為的制度の有益な傾向がヨーロッパのるところで起つた大きな進歩の事実によつて示されたと思われる。ヨーロッパではこのような作爲の機構によつて封建的迷蕩、迷信ならびに掠奪という恐るべき旧体制が勤勉と独立によつておきかえられた。……全封建体制は力による強奪の塊りであり、あらゆる面にわたつて安全と平等の原理をおびやかした侵犯そのものであった。だからこのような制度の後につずき、またこれと比較される同業組合の設立と組合に与えられた特権の確立とが事実上だいたいにおいて封建的禁圧の排除であり、封建的バーバリズムに反対して安全と平等の原理を主張することを意味した。そしてこの制度の良い結果はわれわれがすでに定立した原理〔安全と平等の原理—引用者〕に順応したことから生じたもので、この原理を無意識に侵すことから招いた弊害、しかも封建制度の怪物がおおかた退治されている新体制 a new state of things においてもなお発生している弊害、これらの弊害を和らげているのである。この制度が課する禁止は正義の規制、安全と平等の規制とくらへるならば、非常に有害であり、制止さるべきである。その制度が課する禁止は封建時代の特徴である完全な不安安全と力とによる強奪の法則にくらべらるならば、完全な荒廢よりもまだましな弊害である。この反封建制度が純粹の善をもたらさない理由はそれがまだ保有し、もしくは新しくつくりだした禁止にあった。どんな社会でもこのような奨励や禁止が賢明ではありえなかつたが、産業規制に關して絶対的な思慮分別が封建的無知のさなかで突如として生れたのであるうと期待することが合理的でないのは、最初の丸木舟が進水するや否や、汽船が生れたと考えるのと同様である。……だから禁止による不公平な保護制度でさえ、その起源においてはその制度に反対し、われわれの原理〔安全と平等の原理—引用者〕に賛成している議論がみうけられるのは当然である」(“Inquiry” pp. 134—5)。

このようにすべての社会制度はそれぞれの存在理由を担って生れてきたのであり、先行制度に対する否定のうちに安全と平等の原理の肯定がみられるのである。歴史はすべて安全と平等の拡張の歴史、いかえれば個人の人格的自由の発展史としてタムソンの目に映つる。こうした視点からさらに現行社会制度の否定、いっそう高度の安全と平等の社会、つまり協同組合社会の設立を説いた点に彼の進歩性をみる事ができる。だが、旧制度の否定と新制度の肯定に際して力の使用は排斥されなければならぬ。「力の使用は、たとえそれによって一時的に不平等から生ずる害悪が是正されたとしても、その後さらにいっそうひどい害悪をもたらすであらう。勤勉と再生産は力による富の平等と両立しえないことをわれわれは示した」(“Inquiry”, p. 381)。そこで現行制度の下で、できるかぎり平等に接近する努力からはじまる。その方法や如何。いうまでもなく個人的競争の制度の下では安全は分配の平等と一致しない。改善の方法として分配の自然法則、つまり『平等な安全』が提唱されたのである。

『平等な安全』を維持するために止むをえず生ずる富の分配における不平等は、それが何であれ、富によって得られる最大幸福を獲得するために甘受されなければならない。¹⁾そして安全によって制約される富の平等、すなわち安全が要求するところの不平等は何ら力の行使を必要とせず、ただ力の排除、力の節欲を必要とするにすぎないのである。²⁾だが『平等な安全』とてもそれを確立するためには力を必要としないであらうか。彼は、すべての操作は自発的でなければならぬ、という。とすれば残された方法は説得によるほかはない。説得 Persuasion に対応するのは理解 understanding である。大衆を理解せしめるために必要なのは知識である。知識の普及——これこそ労働を生産的にし、最大幸福を獲得するために必要な前提条件である。³⁾と同時にまた、平等化の傾向が知識の普及を促進させる。従って独占企業家は社会の進歩に対する敵である。なぜなら彼らは知識や労働の生産性を増進し利

潤を増加せしめるすべての手段を隠蔽しようとする努力し、また排他主義にもとずいて知識と行動の拘束に組して『平等な安全』に反対するからである。⁴⁾

(1) "Inquiry" p. 151.

(2) Ibid. p. 163.

(3) タムソンに限らず、ゴドウィンをはじめイギリス初期社会主義者たちが教育制度を重視し、教育の平等を主張した理由もこの点にある。タムソン自身についていえば、ヘンサムの功利思想に傾倒したそもその契機は教育問題をめぐって取交わされたヘンサムとの文通であったといわれている。 cf. Pankhurst; op. cit. Chapt. 2.

(4) "Inquiry" pp. 105-6.

タムソンによれば、現在の社会すなわち自由な個人的競争の社会の長所はつぎの二点に大別される。

一、富の獲得のための心身の活動

二、現在の程度における知識と仁愛("Inquiry" p. 368)

自由な個人的競争の社会で到達しうる程度の活動、知識および仁愛は野蛮時代、専制時代もしくは迷信にみちた時代の粗野と無知が支配した荒廢状態とくらべるならば進歩し増進している。とはいえ、これは先行諸社会と比較して相対的にみた場合にいうことであって、望ましい幸福な社会とくらべれば著しく劣っている。これらの進歩の限界は個人的競争の原理そのものに内在しているのであって、この限界がまた害悪を生み出すのである。その害悪を彼は列挙する、――

「最も無制限にして最良の姿をとった自由競争から生ずる害悪のうち最もひどいものは、おそらくつぎの諸項に存するであらう。

一、自由競争は日常生活全般において、利己主義――仁愛主義に必然的に相反する――を行為の主な動機とする。

二、それは人類の半数すなわち女子の富の生産力を個別的家族制度より生ずる諸浪費およびその他の害悪によつてマヒさせる。そして全人類の平等な享樂と最大の幸福にとつて必要である両性間の權利と義務の平等化を、たとへ不可能にはしなくとも、困難にする。

三、それは個人の判断力の範圍を限定するために、時には個々人の努力の方法を不利益または不賢明にする。

四、それは病氣、老齡、不具および人生に附隨するその他の出来事に対して適當にして遺憾なき手段を与えない。

五、それは個人的財産の支配によつて強制されるところの不断的家内支配にともなう偏見と圧制によつて有益な物心両面の教育の進歩を妨げる。そしてそれはまた科学と技術の進歩を個人の利得に役立たせるために、これをかくす必要から一般的知識の進歩を妨げる」(Inquiry, p. 369)。

『平等な安全』は以上の害悪を最もよく減少せしめるけれども、根絶するわけではない。そこでもまだ個人の利害は他人の利害と一致しないで、ある程度対立したまま残る。しかし安全の原理をまもることによつて正義の政治が施される。ではどのようにして正義の政治が施行されるかという点、議会政治となつてそれ以外ではありえない。最大可能な平等と幸福をもたらす安全の原理はその他の政体とは絶対に相容れない。「平等な安全なしには議会政治は永続しないし、議会政治なしには安全は永続しない」(Inquiry, p. 267)。かような社会では生産的労働者の各人は必要な生産手段、自分の住宅、生産期間中の食料および生産を続けてゆくために充分な技術や知識などを有するようになり、農民はさらに耕作に必要なだけの土地を所有するようになる。このことから一体どういふ結果が得られるであろうか。タムスンのいうところを聞こう、——「大多数の生産的労働者は資本家になるであろう、つまり彼ら自身が彼らの小さな土地——もちろん彼らはその土地の完全な所有者である——を耕作するの

に必要な資本（土地の改良、食物、道具、種子）の所有者になるのである。そして製造業者の大部分は各人が仕事のできるだけの小さな資本を私有しているの、労働者であると同時に資本家でもある」（“Inquiry” p. 245）。

こうして前述のさまざまな害悪は消滅の過程をたどってゆく。すなわちタムソンの理想社会へ接近するわけであるが、このことは『平等な安全』の下で労働者階級が永久に完全に姿を消すことを意味するのではなくて、資本を全然もたない純粹の労働者が非常に少くなり、同時に多くの労働生産物を独占する資本家も著しく減少することなのである。『平等な安全』の確立された社会では各生産者の蓄積意欲は高まり、再生産の刺戟は激増する。またこの社会では議会政治が行われるのだが、議会政治の下では現社会におけるような婦女子を家内奴隷の境遇におしよげる制度は廃止されて、男女に平等な市民権が与えられる。さらにタムソンは長子相続権に反対して、遺産を男女の子弟に平等に分割することを提唱し、教育上の男女の差別の撤廃を標榜した。

(1) “Inquiry” p. 30. et seq. “Appeal” passim.

三

さて個人的競争の社会のなかに、それらに不可避の弊害を最少限度に阻止する『平等な安全』が確立されると、今度は個人的競争によるほかに安全と両立する労働様式はないであろうか、という問題が提起される。もし、より大きな利益をもたらす他の労働様式が発見されるならば、この方が好ましいであろう。ともあれ最大の幸福は分配の平等によって得られることはすでに彼の説いたところであるが、「どのようにして分配の平等を完全な安全と両立させるか」という問題が当時の重要な問題であり、彼のこれまで取組んできた問題でもあった。平等な分配と平

等な享樂は個人的生産と両立しない。そこでタムソンはオウエンの協同組合主義のなかに、相互協働による労働制度という解答を探しあてた。個人的競争における安全を個人的安全 Individual security、相互協働における安全を社会的安全 Social or Associated security と名づけ、個人的安全と同様に社会的安全もまた分配の自然法則にもとづくものである、と彼はいう。とはいえ「平等という表面上の利益の点では社会的安全（協働）と個人的安全（競争）の二つの制度は一致する、しかし個人的安全の制度は再生産を保証するために平等に対する制限を必要とするが、他方、社会的安全の制度は平等な分配を充分享受するために何ら制限を必要としなす」（“Inquiry” p. 383.）という点で社会的安全が個人的安全より優っている。社会的安全は不安全と不平等の害悪を一掃することを要求するが、個人的安全はその害悪を最少限度に減少するにすぎないのである。こうして相互協働にもとづく労働制度すなわち協同組合社会が理想社会としてクローズ・アップされる。協同組合の設立加入はすべて自由意志によらなければならない。そして「……社会的平等の組織は恣意的な規則と自由意志によらぬ服従の義務から全く解放されている。この組織は自治体であり、各労働成員は協業によって直接的に、もしくは終極的にこの組織全体の共同所有者になるのである」（“Inquiry” p. 385.）すべての協同組合員は原則的に生産的労働者でなければならぬ。協同組合社会には遊んで暮らす資本家や地主はいない。すべての生産者が直接的にか終極的には地主であり、資本家である。労働者は資本家—労働者 Capitalist-laborer に転化する。このため社会的安全の制度は『偽りの、力による平等』の対概念として『自発的平等』の制度ともいわれる。

(1) 生産的労働者の定義については統稱「ウィリアム・タムソンの経済思想」(同参照)。

さて、自発的平等の制度といえども分配の平等を完全な安全に統一したものであるから、この制度の下でも重要

度において平等はなお安全のつぎにおかれている。従つてタムスはここに至つてもまだベンサムイトであるけれど、一八二七年の“Labor Rewarded”では安全と平等の地位に若干の変更がみられる。彼はこういつている、

「二つの目的、すなわち『労働にその生産物を確保することと全労働者に平等な報酬を与えること』がお互に矛盾するであろう、という反対がなされるかも知れぬ。もしも最良の生産者が彼の生産したものの全部を得るならば、どうして報酬が平等でありえようか。——個人的競争の下ではこれらの目的が矛盾するであろうということは真実であるが、他の制度〔協同組合—引用者〕の下では真実ではない。労働がその生産物に対する権利を保障されるとはいえ、労働が各人にとって生産と享楽の老大な増加を保証するために、またすべての事故に対してお互を保険するため、生産に先立って、自発的に報酬の平等に同意しないかも知れぬということにはならないであろう……」（“Labor Rewarded” p. 37）と。すなわち協同組合においては安全から平等へ重点が移行しつつあることが察知される。しかもなお、彼は平等を安全より優位に位置づけるまでには進んでいない。『平等な安全』が一応保障された上で、自発的意志による平等のための安全の譲歩なのである。だからレスリー・ステイヴンが「彼はベンサムの立場にもとずいて平等を主張した。……またベンサムとともに『安全』の重要性をみとめ、それが必ずしも平等と一致しないということに同意見であつた。……しかしベンサムとちがつて彼は平等を安全より重要であるとみなした。」²⁾というのは少々いいすぎて、パンクハーストが述べているように「主としてベンサムは財産所有者の安全を保証しようとしたが、タムスはもとも労働者の安全に関心をよせたのであつて、それゆゑに平等を安全と等しい地位におくことはベンサムほど困難ではないことを知つたのである。」³⁾とする方が穩当な解釈であろう。ベンサムの理論が資本主義の勃興期に形成され、ブルジョア社会の肯定から出発しているのに対して、タムスの理論

は資本―労働兩階級の間の対立がようやく激化してきた資本主義確立期の産物であり、ブルジョア社会の是正をさげ社会制度の改革を提唱しているのであって、これら二人の功利主義者が育った時代背景の相異が平等と安全の相互関係について見解を異にした理由であらうと思われる。

(1) 「自発的平等は安全に依存する。」「("Inquiry", p. 392) および「安全は自発的平等にも個人的競争にとってと同様なくてはならない。」(Ibid. p. 437)

(2) Leslie Stephen; English Utilitarians, vol. 2, James Mill, (1900) p. 261. 同様にフォックスウォルも『「安全の原理」は平等の原理の利益となるように事実上すべて行われてしまったかのようである。』と云っている。Foxwell, H. S.; Introduction. (in "The Right of the Whole Produce of Labour", London, 1899, transl. by M. E. Tanner.) P. XLVII.

(3) Pankhurst; op. cit. p. 35.

すでに述べたようにタムソンは社会の歴史を安全と平等の進歩から把握している。そして個人的競争制度から相互協働制度への移行を個人的安全から社会的安全への推移と考えた。これは人格的自由が個人的性格を払拭して社会的連帯のうちに最高の発展を遂げることを意味するものであって、そこでは安全が平等によって若干の制約を蒙るのは必然である。「Inquiry」からさらに強く協同組合主義を提唱した「Labor Rewarded」に至って、タムソンが平等の重要度を安全に接近させたのもまた故なしとしない。彼は日々生産手段を奪われて労働者階級の陣営に転落してゆく競争の落伍者―独立生産者層と労働者階級のために地主と独占企業者に対して反撃をいごんだのである。「二つの量の安全が相対立するところでは、より少量の犠牲が優先されるべきである」("Inquiry", p. 149)。彼において、ありし良き日の独立小生産者層に対する郷愁が多分に感じ取られる。

ここでわれわれはタムソンの協同組合社会の構成へと進もう。彼は理想郷である協同組合社会のスケッチをわれ

われに残した。“Inquiry”に概説された輪廓はさらに一八三〇年の“Practical Directions”において肉づけられている。ところで一八二四年にはフランシス・ブレイスの努力によって団結禁止法の撤廃が下院の承認を得たが、それによってストライキが激増した。これに驚いた雇用者たちは直ちに反動的な修正案を翌二五年に提出し、議會を通過した。とはいえ、同法も労働組合の団結権をみとめているのであって、これは一八三〇年前後の萌芽的な全国的労働組合の結成をうながした。労働組合運動と並行して二〇年代は協同組合運動がちょうど転換期に入った時期であり、また最盛期でもあった。従ってタムソンが協同組合のモデルを描いたことによって当時の協同組合運動に大きな刺激を与えたのであるが、その叙述が具体的になればなるほど、現実性を失って空想の領域に踏みむ結果を招いたのである。ともあれ“Inquiry”において彼はつぎのような提案をする。

協同組合の設立および経営においてはすべての力、サギもしくは考えちがいが除かれること、すなわち自発的協同組合であることが必要条件である。この条件が満たされるならば本質的な特徴は、——

一、事情によってちがうが、たとえば三百人から二千人もしくはそれ以上の個人が相互協働によって全員の共同使用と享樂のために幸福に役立つ最大の富を生産する。そして彼らの結合労働により、科学と技術を利用して最大の享樂手段を生産する。こうして供給と需要は常に相応する。

二、協同組合の成員はたとえば一人約四〇ポンド、一家族はその四倍の基金を所有し、彼らの住宅の建設、農業用その他の必要な資材と機械の買入れのために充分の基金を出資する。成員がヨリ富裕である協同組合では、一人当たりさらに四〇ポンドほどの出資によって住宅用地、農耕地および工業用地を購入する。

三、組合が土地を買うほど富裕でないならば、その土地を借用する。また彼らの住宅やその他の建物を建築でき

ず、資料を買うことができないならば、必要額を借りる。そして土地と建物が彼らの労働成果と一緒に地代と基金フナンドの担保となる。利子と借入資本そのものも終局的には協同組合の年々の生産物から支払われる。組合内部に住みながら労働しないで組合から利益の分前を希望する人は年々一定額（おそらく四〇ポンド）を支払うことによって許可される。

(1) タムスンの労働権に対する留保。資本主義社会から協同組合社会に平和的に移行するために必要な説得と理解に伴う譲歩——妥協！——といふながら当時の問題はこの新社会制度を地域的規模で実現し漸次に全国的に発展せしめるべきか、あるいは政府の手によって一挙に全国的に樹立すべきか、であった。オウエン、タムスンなどは前者の立場をとり、サンソンモン主義者たちは後者の立場をとった。cf. Pankhurst: op. cit. p. 125. および J. S. ミル『社会主義論』石上良平訳、第四章。

四、各人は共有の蓄えから衣食を補給される。子供と青年は性別、年齢別に共同の寄宿舎に起居し、独身者は一個室をもち、既婚者は二室をもつ。

五、協同組合の成員の労働をより生産的にし、健全にし、かつ楽しくするために彼らはみな農業と製造業とに交互に従事する。このようにして彼らはすべての有用な技術に通じ、知識や技術を相互に伝達するようになる。

また協同組合にとって真の幸福をもたらすすべての技術と科学は全員の共同の利益のために若干の成員によって啓発されるべきである。

六、児童の教育と炊事とを共同化することによって婦人は育児と家内労働から解放される。それによって婦人も有用な労働を担当するようになり、社会の労働生産物は増大する。

七、協同組合の児童はみな物心両面の最良の教育を受ける。この教育の費用は適正人数の成員の労働によるべき

であつて、もしその初期において有資格者がいないときには、外部から援助を受ける。教育の計画は組合に提出されて承認を受ける。

八、思想と信仰の完全な自由が保証される。

九、協同組合の行政はすべての成員に固有の権利であり、選挙もしくは成員の承認を得たその他の方法によって選出された委員の手で執行される。行政計画は協同組合に提出される。

一〇、各成員の間に生じた誤解はすべて組合内部の調停手段によって解決される。

一一、各成員は何時でも協同組合を脱退する自由をもつ。脱退した成員はその時まで保有していた共同財産に対する権利をもつ。組合に欠員を生じた場合には新加入を許可する。(cf. "Inquiry", pp. 387—91)

タムソンを評してヘルトは熱烈なオウエニストにしてペンサマイトなりと断定し、¹⁾フェイはオウエニ主義と土地社会主義 Land Utopia の代弁者であるとする。²⁾しかし、これまでわれわれの通観してきたところから、タムソンをペンサマイトもしくは土地社会主義者とみなすことはいささか妥当を欠くことが明らかであろう。しかして協同組合運動を推進した限りではタムソンをオウエニストと呼んでよいであろう。だが協同社会建設資金の募集方法に關する意見の相異から晩年にはついにオウエニと感情的に対立するに至つたタムソンはオウエニの心酔者とはいえない。³⁾だから彼を正当に評価しようとするならば、オウエニストといわんよりは協同組合主義者というべきである。

(1) Adolf Held: Zwei Bücher zur Sozialen Geschichte Englands. (1887) S. 388 f.

(2) C. R. Fay: Life and Labour in the 19th Century. (1920) p. 74.

(3) タムソンの生涯についての詳しい記述は Pankhurst, op. cit. を参照のこと。